(11)　地方拠点都市地域の拠点地区に係る特例措置の延長

（特別土地保有税、事業所税）

○　内　容

地域における創意工夫を生かしつつ、広域の見地から、地域発展の核となる地方拠点都市地域を一体的に整備するとともに、産業業務施設の再配置の促進を図り、地方の自立的成長の促進と国土の均衡ある発展を図るため、取得価額要件を引き上げた上で（産業業務施設：２億２千万円以上→２億５千万円以上、教養文化施設等：２億２千万円超→２億５千万円超）、基本計画の同意期限を２年延長し（平成16年3月31日まで）、適用期間を２年延長する（11年間）。

１．特別土地保有税：非課税
（拠点地区内で整備される産業業務施設及び教養文化施設等）

２．事業所税：新増設　非課税
資産割　課税標準5年間1/2
（拠点地区内で整備される教養文化施設等）

（参　考）

産業業務施設：東京２３区から拠点地区へ移転又は拠点地区において新増設する、営利目的の事務所、研究所

教養文化施設等：教養文化施設（劇場、図書館、博物館、美術館）、スポーツ又はレクリエーション施設、研修施設、会議場施設